意見書第 29 号

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和6年(2024年)6月24日提出

提出者 枚方市議会議員 鍜治谷 知 宏

広瀬 ひとみ

野村生代

長 友 克 由

門 川 紘 幸

泉 大介

千 葉 雅 民

藤田幸久

〈提案理由〉

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求めるため。

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

現在、情報通信技術の進歩と、それに伴う様々なサービスの拡大により、インターネット上には膨大な情報やデータが流通していますが、事実とは異なる、偽情報や誤情報が流されることもあり、適切な対処が必要です。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要なものですが、 現在、必死に復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信 され、現場は大変混乱したとされており、また、被災地の状況を知らせる画像とし て、現場の実態とは全く違う、合成されたと思われる画像も拡散されていました。

いつどこで発生するかわからない災害の対応においては、特に発災直後は情報が大変混乱する中で、被災者の命を救うために、1分1秒も無駄にはできません。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題であり、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けて、積極的な支援が求められます。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

- 1. 災害等に係る情報の発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。
- 2. I o Tセンサーやドローンを活用して、リアルタイムで国と地方自治体が災害情報を共有できる体制を整備すると同時に、災害発生時等に適切な情報分析を行い、 迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
- 3. 災害の状況等について正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等について、国民への普及を強力に推進すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 丹 生 真 人

〈提 出 先〉

内閣総理大臣

デジタル大臣

総務大臣

国土交通大臣

意見書第 30 号

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和6年(2024年)6月24日提出

提出者 枚方市議会議員 鍜治谷 知 宏

広瀬 ひとみ

野村生代

長 友 克 由

門 川 紘 幸

泉 大介

千葉雅民

藤田幸久

〈提案理由〉

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求めるため。

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加しています。難聴は認知症の 危険因子の一つと言われており、また、難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになるため、社会的に孤立する可能性も懸念されます。

こうした難聴対策として、補聴器が知られていますが、一般的には、収集した音を 増幅して外耳道に送る気導補聴器が用いられる一方で、外耳道が閉鎖している方につ いては、骨導聴力を活用する骨導補聴器が用いられてきました。

また、近年では、これらの補聴器に加え、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導等の新しい技術を用いたイヤホンが開発され、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方にとっての新たな選択肢となりました。

このように、さまざまな難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、 我が国の高齢化の進展を踏まえ、認知症予防及び高齢者の積極的な社会参画実現のために、聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組が求められています。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

- 1. 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下、自分に合った聴覚補助機器等を積極的に活用できる環境を整えること。
- 2. 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などにおける合理的配慮の一環として、聴覚補助機器等の配備を推進すること。
- 3. 社会福祉協議会や地域の福祉施設との連携の下、聴覚補助機器等の普及のため、 それらを必要とする人々への情報提供の機会や場をつくるなど、社会環境を整える こと。
- 4. 補装具費支給制度の見直しや、新たな公的支援制度の創設を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 丹 生 真 人

〈提 出 先〉

厚生労働大臣

孤独・孤立対策担当大臣

共生社会担当大臣

意見書第 31号

地域におけるこども誰でも通園制度(仮称)の拡充等を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和6年(2024年)6月24日提出

提出者 枚方市議会議員 藤 田 幸 久 千 葉 雅 民 東 実名子

〈提案理由〉

地域におけるこども誰でも通園制度(仮称)の拡充等を求めるため。

地域におけるこども誰でも通園制度(仮称)の拡充等を求める意見書

多くの子育て家庭が孤立した育児の中で不安や悩みを抱える中、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、 月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる 新たな通園給付制度として、こども誰でも通園制度(仮称)が創設されました。

同制度については、令和7年度の法制度化を経て令和8年度に全自治体で実施するために、令和5年度から各地で試行的事業が行われているところであり、こうした取組を通じて、地域の実情に合わせた速やかな制度の導入を図り、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立を促進すべきです。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

- 1. 認可保育所等の実施事業所が不足している地域における制度の導入促進に向け、 認可保育所並みの水準となっている試行的事業の職員配置・設備基準を満たすた め、財政的措置を含む支援策を講じること。
- 2. 試行的事業においては1人当たりの上限が10時間となっている補助基準上の利用時間について、自治体ごとのニーズにばらつきが生じることが想定されるため、自治体が上限を増やせるようにするなど、利用時間の在り方を検討すること。
- 3. 障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点から、同制度においても障害児 や医療的ケア児の受入れを認めること。
- 4. 同制度を地域資源の一つとして整備し、あわせて地域に多様な子育て支援サービスを整えることで、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 丹 生 真 人

〈提出先〉

財 務 大 臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁長官

意見書第 32 号

下水道の維持管理、更新におけるウォーターPPPの導入に向けた 丁寧な対応を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和6年(2024年)6月24日提出

提出者 枚方市議会議員 藤 田 幸 久 千 葉 雅 民 東 実名子

〈提案理由〉

下水道の維持管理、更新におけるウォーターPPPの導入に向けた丁寧な対応を求めるため。

下水道の維持管理、更新におけるウォーターPPPの導入に向けた 丁寧な対応を求める意見書

地方公共団体の下水道事業においては、施設の老朽化に加え、人口減少による使用料収入の大幅な減少、職員数の減少による管理や運営状況の悪化に対し、広域化やD X をはじめとする効果的、効率的な取組が求められています。

政府は、公共インフラに係る事業について、適切な維持管理や更新のために、PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)を決定し、公共施設等運営事業(コンセッション事業)へ移行する方針を示しました。その中で、下水道等の分野においては、同事業へ段階的に移行するため、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする官民連携方式を同事業と併せて、ウォーターPPPとして導入拡大を図るとしました。さらに、令和9年度以降、汚水管の改築に係る社会資本整備総合交付金等の国費支援に関しては、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPPの導入が決定済みであることを交付要件とするとしました。

しかし、PPP/PFIの手法は、仕組みが複雑で検討も多岐にわたるため、中小規模の地方公共団体では、ノウハウが少ない上、施設等の規模も小さく事業規模が大きくなりにくいことなどから、導入が進んでいないのが現状です。

よって、政府は、地方公共団体の下水道の維持管理、更新におけるウォーターPPPの導入に向けて、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

- 1. 地方公共団体に対するウォーターPPPの導入支援について、職員向けのガイドラインを示すだけではなく、相談窓口の開設や専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2. 社会資本整備総合交付金等の交付要件については、地方公共団体の取組状況に応じて弾力的な対応を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 丹 生 真 人

〈提 出 先〉

地方創生担当大臣

国土交通大臣

意見書第 33 号

健康保険証の廃止を延期するよう求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和6年(2024年)6月24日提出

提出者 枚方市議会議員 野村 生代 八尾 善之 番 匠 映 仁

〈提案理由〉

健康保険証の廃止を延期するよう求めるため。

健康保険証の廃止を延期するよう求める意見書

政府は、マイナンバーカード及び健康保険証について、これらが一体となったマイナ保険証へ移行させるため、現行の健康保険証を2024年12月2日に廃止することを決定しました。しかし、マイナンバーカードについては、国会審議を通じて、障害者や認知症高齢者など、社会的弱者とされる人たちが、その手続、取得、管理ができず、健康保険証を持てない人を制度的に生み出しかねないといった問題が明らかになりました。

また、マイナ保険証をめぐっては、医療機関における対応機器の導入が追いついていない一方で、機器が整備された医療機関においても、他人の情報がカードに紐づけられていたケースが判明したり、資格情報が確認できなかったなどのトラブルも発生しており、こうしたトラブルにより適切な保険診療が受けられないことは、国民皆保険制度の根幹に関わる問題です。

加えて、健康保険証の廃止後に交付される資格確認書については、マイナ保険証を持っていない人は申請しなくても交付されますが、マイナ保険証を持っているものの実際に使ったことがない人や暗証番号を忘れた人などは市町村に交付申請をしなければならず、手続に大きな困難を伴う人も多くおられる中、さらに医療を受けられなくなる人が増えるのではないかと懸念します。

よって、政府は、こうした課題に対する措置を講じるとともに、マイナンバーカードの安定的な運用が図られ、国民の理解が得られるまでは、現行の健康保険証の廃止を延期するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 丹 生 真 人

〈提 出 先〉

厚生労働大臣

デジタル大臣

意見書第 34号

離婚後共同親権に係る慎重かつ十分な再検討を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和6年(2024年)6月24日提出

提出者 枚方市議会議員 広 瀬 ひとみ

堤 幸子

松岡ちひろ

三 和 智 之

〈提案理由〉

離婚後共同親権に係る慎重かつ十分な再検討を求めるため。

離婚後共同親権に係る慎重かつ十分な再検討を求める意見書

離婚後共同親権を導入する民法等の一部を改正する法律が、本年5月17日に異例の速さで成立しましたが、この法改正は、広く国民生活、とりわけ子の利益に関わる基本的事項を大きく変えるもので、本来、国会において十分に時間をかけて慎重に審議される必要がありました。しかも、実際に夫婦や親子をめぐる事件を扱う弁護士、専門家等から、重大な課題があるという懸念が示されており、離婚後共同親権の拙速な導入に対して、多くの国民から疑問や批判、不安の声が上がっています。

離婚後に父母が共同親権を持つこととなった場合、原則として親権は全て共同行使を要するが、例外として単独親権を行使できる場合については、具体的内容が明示されておらず、ガイドライン等により明らかにすることとされています。しかし、法的拘束力のないガイドライン等に全てを委ねることは、子に関わるあらゆる現場に混乱をもたらしかねず、重大な問題と言えます。居住地や勤務先、通学先等が、DVや虐待の加害者に明らかになるのではないかとの懸念に対しては、附帯決議において「必要に応じて法改正を含むさらなる制度の見直しについて検討を行う」、「被害者の保護・支援策を適切に措置する」とされただけです。

また、協議離婚における共同親権の合意に係る真意性の担保に関する審議が尽くされておらず、法律上、子どもの権利が明示されていない上、離婚する父母の合意がなくても裁判所が離婚後の共同親権を定め得るとされていることは、最大の問題です。少なくとも、法改正には子どもの権利を基本に据え、子どもの意見表明権を明記し、裁判官、調査官の大幅増員など、家庭裁判所の体制強化などを行うことが不可欠です。

よって、国会及び政府は、こうした国民の声に真摯に応え、拙速な法律の施行を行わず、離婚後共同親権について慎重かつ十分な再検討を講じるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 丹 生 真 人

〈提 出 先〉

衆 議 院 議 長 こども政策担当大臣

参議院議長

法 務 大 臣

意見書第 35号

日本政府に核兵器禁止条約への参加、調印、批准を求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和6年(2024年)6月24日提出

提出者 枚方市議会議員 広瀬 ひとみ

堤 幸子

松岡ちひろ

三 和 智 之

〈提案理由〉

日本政府に核兵器禁止条約への参加、調印、批准を求めるため。

日本政府に核兵器禁止条約への参加、調印、批准を求める意見書

アメリカの原子爆弾が広島と長崎に投下されてから約72年を経た2017年7月7日、核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への各国の参加、調印、批准が開始され、2021年1月22日には発効されました。そして、現在93か国が署名し、70か国が批准しています。

同条約では、核兵器は破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、 国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに悪の烙印を 押しました。また、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とそ の威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止すると同時に、被爆者や核実 験被害者への援助を行う責任も明記しています。

このように、同条約は、私たち日本国民が、被爆者と共に長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものであり、その規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められています。

こうした中、2022年2月24日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの 軍事侵略に合わせて、ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つであり、我が国を攻撃すれば壊滅して悲惨な結果になると、核兵器による威嚇を行いました。その後も繰り返し、核使用の脅迫を行いながら侵略を続けています。また、パレスチナのガザ地区でジェノサイドを行っているイスラエルでは、閣僚が、ガザへの核兵器使用も選択肢の一つだといった発言をしました。これらは、核兵器の使用、威嚇を禁じた同条約に明確に違反するものです。

今こそ広島、長崎での原爆被害を体験した我が国が、核兵器の使用を許さず、全面 的に禁止させることについて、先頭に立たねばなりません。

よって、政府は、同条約に参加、調印、批准するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 丹 生 真 人

〈提 出 先〉

内閣総理大臣

外 務 大 臣

意見書第 36号

訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを 求める意見書

次のとおり意見書を提出するにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第99 条の規定により議会の議決を求めます。

令和6年(2024年)6月24日提出

提出者 枚方市議会議員 広 瀬 ひとみ

堤 幸子

松岡ちひろ

三 和 智 之

〈提案理由〉

訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求めるため。

訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

訪問介護の基本報酬が、3年に1度の介護報酬の改定により本年4月から引き下げられたことに対し、怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助などの訪問介護は、独居の方をはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護が続けられず介護崩壊を招きかねません。

介護報酬は、介護保険の適用により事業所に支払われますが、今回の引下げで、訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的な状態になるおそれがあります。2023年の訪問介護事業所の倒産は、全国で67件と過去最多を更新し、そのほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は、引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げています。しかし、これは、ヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型の事業所や都市部の大手事業所が利益率の平均値を引き上げていることによるもので、実態からはかけ離れています。また、訪問介護については、特に人手不足が深刻であり、長年にわたり基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は、常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回り、ヘルパーの有効求人倍率は2022年度で15.5倍と、高水準となっています。

厚生労働省は、訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、既に加算を受けている事業所は、基本報酬引下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引下げ分をカバーできない事業所が出てくると予想されます。厚生労働省は、今回の介護報酬改定により、介護職員の処遇改善のため、報酬を0.98%引き上げるとしており、職員の賃金について、2024年度に月額約7,500円、2025年度には月額約6,000円のベースアップを見込んでいます。しかし、財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実行される根拠はなく、このままでは介護人材の確保は困難です。

よって、政府は、訪問介護費の引下げ撤回と介護報酬引上げの再改定を早急に行うよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

枚方市議会議長 丹 生 真 人

〈提 出 先〉

財務大臣

厚生労働大臣